

知財高裁令和 8 年 4 月 16 日判決評釈

令和 7 年(行ケ)第 10023 号 審決取消請求事件

—進歩性判断における動機付けと「予測できない効果」の射程—

Claude Opus 4.7

1. はじめに

本評釈は、知財高裁第 3 部が令和 8 年 4 月 16 日に言い渡した審決取消請求事件¹について、進歩性判断における動機付け及び「予測できない効果」の論点を中心に詳細に検討するものである。本件は、株式会社日本触媒の特許第 4974971 号²（発明の名称「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成型品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」）に対する無効審判（無効 2023-800048 号）の請求不成立審決を取り消した事例である。

本判決の最大の特徴は、最三小判令和元年 8 月 27 日（平成 30 年（行ヒ）第 69 号、いわゆる「アレルギー性眼疾患事件」）³の判断枠組みを踏襲しつつ、実施例の偏在（特定の市販紫外線吸収剤のみの開示）が請求項全体のカバー範囲と乖離していることを理由として「予測できない効果」を否定し、進歩性肯定の根拠としての「効果」の主張を退けた点にある。これは、化学・光学フィルム分野におけるパラメータ発明・選択発明的な数値範囲特許の出願実務及び争訟実務に重要な示唆を与えるものといえる⁴。

2. 事案の概要

被告（特許権者）は株式会社日本触媒、原告（無効審判請求人）は株式会社カネカと解される。両社は同特許権に基づく侵害訴訟（原審：大阪地裁、控訴審：知財高裁令和 6 年（ネ）第 10026 号、令和 7 年 3 月 4 日判決）⁵でも対立しており、本件無効審判（無効 2023-800048 号、令和 5 年 7 月 27 日請求）は侵害訴訟と並行して進行した。関連侵害訴訟

の控訴審では、被告製品中の紫外線吸収剤の分子量が 699.91848 であり「分子量 700 以上」との文言侵害も均等侵害も否定されている⁵。同一特許の「分子量 700 以上」という数値限定が、関連侵害訴訟では技術的範囲の解釈として、本件審決取消訴訟では進歩性・効果の評価として、それぞれ問題となった点が注目される。

特許庁は令和 7 年 2 月 10 日、無効審判請求を不成立とする審決を行ったところ、原告は同年 3 月 26 日、審決取消訴訟を提起した。知財高裁第 3 部は、令和 8 年 4 月 16 日、審決を取り消す判決を言い渡した¹。

3. 本件発明の内容

本件特許（特許第 4974971 号、優先日：平成 19 年 6 月 14 日／同年 8 月 1 日、出願日：平成 20 年 6 月 13 日、登録：平成 24 年 4 月 20 日）²の請求項 1 は、ラクトン環構造、無水グルタル酸構造、グルタルイミド構造、N-置換マレイミド構造及び無水マレイン酸構造から選ばれる少なくとも 1 種の環構造を主鎖に有する熱可塑性アクリル樹脂と、ヒドロキシフェニルトリアジン骨格（トリアジンと、トリアジンに結合した 3 つのヒドロキシフェニル基とからなる骨格）を有する分子量が 700 以上の紫外線吸収剤とを含み、110°C以上のガラス転移温度を有する熱可塑性樹脂組成物の発明である。請求項 6（本件発明 6）は、請求項 1 の組成物を「熔融混合」して得る製造方法の発明である。

本件明細書記載の課題は、Tg の高さに基づく耐熱性を有しながら、高温成形時の発泡・ブリードアウト・UVA 蒸散による問題を低減する熱可塑性樹脂組成物の提供である（段落【0008】）²。

本件明細書の実施例 1～5 は、いずれも紫外線吸収剤として CGL777MPA（チバ・スペシヤリティ・ケミカルズ製。主成分：本件明細書式(8)で示されるヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する UVA、分子量 958。副成分：分子量 773、1142 の UVA）を用いており、ラクトン環含有アクリル樹脂（Tg 122～128°C）と組み合わせられている。比較例 1・2 はベンゾトリアゾール骨格を有するアデカスタブ LA-31（分子量 659）、比較例 3 は

Sumisorb300（分子量 315）、比較例 4 はトリアジンにヒドロキシフェニル基が 1 つ結合した CGL479（TINUVIN479、分子量 676）を含む樹脂組成物である。表 1 によれば、実施例 1～5 の濁度変化量はすべて 0、比較例 1 のみ 0、比較例 2 が 0.1、比較例 3 が 0.2、比較例 4 が 0.3 とされている²。

4. 引用例と審決の判断

(1) 引用例

甲 1（国際公開第 2006/112223 号）は、「優れた紫外線吸収能力を有するとともに、優れた耐熱性、優れた光学的透明性を有する偏光子保護フィルム」を課題とし、(メタ)アクリル系樹脂を主成分とし紫外線吸収剤を含む偏光子保護フィルムを開示する。請求項 1 で、厚み 80 μ m 偏光子保護フィルムが①380nm 光線透過率 30%以下（要件 a）、②Tg 差 3°C 以内（要件 b）、③YI 1.3 以下（要件 c）を満たすことを特定する。実施例では TINUVIN1577 とアデカスタブ LA-31 を併用し、段落【0027】には「s-トリアジン系紫外線吸収剤としては、特表 2002-543265 号公報に記載されたもの…が好ましく用い得る」旨の言及があり、融点 110°C以上が好ましく、130°C以上であれば加熱溶融加工時の揮発が少ない旨も記載されている¹。

甲 2（特表 2002-543265 号公報）⁶は、Ciba Specialty Chemicals Holding Inc.の出願に係り、接着剤組成物のための「高溶解性、高吸光性、光安定ヒドロキシフェニル-s-トリアジン紫外線吸収剤」に関する公報である。段落【0068】に化合物 E～P の 12 種類の s-トリアジン紫外線吸収剤を例示し、このうち化合物 K・O・P が、本件発明 1 の「ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する分子量 700 以上の UVA」に該当する。化合物 K の融点は 55-56°C、化合物 P は室温で液体（融点-20°C）で CGL777MPA に相当する。

(2) 審決（無効不成立）の論理

審決は、①甲 1 の偏光子保護フィルム用紫外線吸収剤は「任意」であり、甲 2 記載化合物が好ましいとまでは記載されていない、②甲 2 には化合物 E～P が 12 種類記載され、いず

れが甲 1 に適したものを当業者が直ちに認識し得ない、③要件 a と要件 c (吸収性能と黄変度)、要件 a と要件 b (吸収性能と Tg) はトレードオフ関係にあり、化合物 K・O・P が要件 a～c を同時に満足することは記載・示唆されていない、④化合物 K (融点 55-56°C) ・P (融点-20°C) は甲 1 記載の好ましい融点下限 (110°C) を大きく下回る、⑤以上から動機付けが存在しない、と判断した。加えて、⑥実施例の濁度変化量 0 (ブリードアウト抑制) は予測できない効果である、と判断した¹。

5. 判旨

(1) 取消事由 1 (審理不_レ尽) について

本判決は、甲 1 の段落[0006]、[0033]～[0035]、表 1 の記載から、紫外線吸収剤を含む樹脂組成物が要件 a～c を同時に満たすことは「フィルムによって奏される効果」を表すとともに「構成を特定する事項」でもあるとして、要件 a～c を甲 1 記載の発明の構成として認定した審決の判断を是認した。原告主張の「主引用発明 1」(要件 a～c を除外し、紫外線吸収剤を甲 2 記載のトリアジン系 UVA に特定するもの) は採用されなかった¹。

(2) 取消事由 2 (動機付け・阻害要因の判断の誤り) について

本判決は、①甲 1 が甲 2 記載の紫外線吸収剤を本発明に適した紫外線吸収剤として示唆していること、②甲 2 には複数の紫外線吸収剤が記載されているが、当業者であれば、そのうち化合物 K・O・P が本件発明の紫外線吸収剤の構成(ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する分子量 700 以上)を満たすものであることを理解すること、③化合物 K・P は甲 2 において「好ましい」ものとされ、化合物 K・O は紫外線の吸収能が高いものとして理解されること、を認定した。そのうえで、当業者は、化合物 K・O・P のいずれかを用いて樹脂組成物を製造し、これから偏光子保護フィルムを作成した場合に、甲 1 発明の要件 a～c (380nm 光線透過率、Tg 差、YI) を同時に満たす可能性があることを認識し、これらを甲 1 発明に適用する動機付けがあると判断した¹。

加えて本判決は、甲 2 記載の化合物を甲 1 発明に適用した場合に、得られるフィルムが要

件 a～c を満たすか否かという効果を「確認・検討する」ことが動機付けられるとし、「上記 3 要件を確実に同時に満たすものであると認識して初めて動機付けがあることになるとは解されない」と説示した。これは、副引用発明適用後の効果が確実に予測できなくとも、効果確認の動機付けがあれば組合せの動機付けが認められるという立場を示すものである¹。

阻害要因の主張（被告は、化合物 K・O・P を適用するとフィルムが黄色味を帯び、要件 a の光線透過率と要件 c の YI 値を両立できないと主張）についても、本判決は、被告提出の実験結果を含む本件の全証拠によっても、化合物 K・O・P を甲 1 発明に適用すると要件を両立できないと当業者が理解するとはいえないとし、阻害要因は認められないと判断した¹。

なお、融点に関する阻害要因の主張についても、評釈者の理解するところでは、甲 1 の「融点 110℃以上が好ましい」との記載は、フィルム製造時のロール汚れに関する付随的考慮事項であり、甲 1 の課題として記載されているものではないこと、甲 1 自身の実施例にも融点 110℃を下回る紫外線吸収剤の使用例があること等を踏まえると、化合物 K・O・P の融点の低さが甲 1 発明への適用を妨げる決定的な阻害要因とは評価されなかったものと解される。

(3) 取消事由 3（「予測できない効果」の判断の誤り）について

本判決の最大の判示は、最三小判令和元年 8 月 27 日³の判断枠組みを明示的に参照したうえで、本件における「予測できない効果」の主張を退けた点にある。すなわち、

「本件発明 1 の効果が予測できないものであるかについては、本件優先日当時、本件発明 1 の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を越える顕著なものであるか否かという観点から検討すべきである（最高裁平成 30 年（行ヒ）第 69 号令和元年 8 月 27 日第三小法廷判決参照）」

と判示し、本件明細書の濁度変化量試験について、①実施例 1～5 はいずれも紫外線吸収剤として CGL777MPA という「同一・特定の」ものを用いていること、②本件発明 1 の紫外線吸収剤は「ヒドロキシフェニルトリアジン骨格を有する、分子量が 700 以上」と広く規定されており、CGL777MPA 以外の様々な種類のものを含み得ること、③実施例 1～5 で用いられた CGL777MPA の主成分の分子量 958 は、本件発明 1 の下限値 700 と「大きく乖離」しており、むしろこの下限値は比較例 1・2 のアデカスタブ LA-31（分子量 659）並びに比較例 4 の CGL479（分子量 676）に「近接」していること、を指摘した。これらの事情から、本件発明 1 において使用する紫外線吸収剤が前記条件を満たすものであれば「どのようなものであっても」、実施例 1～5 と同じく濁度変化量がゼロとなるか否かは、実施例及び比較例の試験結果から明らかでないとした¹。

結論として、濁度変化量について「本件発明 1 の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかった効果」が認定できないとし、さらに濁度変化量以外の効果（発泡、昇華性、飛散性）についても被告（特許権者）から「具体的な主張立証」がないとして、効果に関する審決判断の誤りを認め、取消事由 3 には理由があるとした¹。

6. 検討

6.1 動機付け論の判例展開と本判決の位置づけ

知財高裁特別部判決（大合議）平成 30 年 4 月 13 日「ピリミジン誘導体事件」（平成 28 年（行ケ）第 10182 号等）⁷は、化学発明における主引用発明・副引用発明の認定方法と動機付けの判断枠組みを示した。同判決は、副引用例である甲 2 に「殊に好ましい化合物」の R3 の選択肢として「-NR4R5」が記載され、R4・R5 として「メチル」「アルキルスルホニル」を選ぶ場合「2000 万通り以上の選択肢のうちの一つになる」と認定し、加えて「殊に極めて好ましい化合物」には R3 として「-NR4R5」の選択肢が含まれていない点も阻害要因として認定して、副引用発明として主引用発明に組み合わせる動機付けを否定した。本件における甲 2 は、化合物 E～P の 12 種類が具体的に記載され、そのうち化合物 K・

O・Pの3つが本件発明1の構成（ヒドロキシフェニルトリアジン骨格+分子量700以上）に該当する。ピリミジン誘導体事件における「2000万通り以上」と比較すれば、12種類は遥かに少数であり、当業者の通常の技術的選択の範囲内と判断され得る。本判決が動機付けを認める方向に傾いたのは、ピリミジン誘導体事件の射程の外側（より少数の選択肢からの選択）にあったことが一因と解される。

審査基準（第III部第2章第2節）⁸が示す動機付けの4要素（技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆）に照らせば、甲1は偏光子保護フィルムに関する文献であり、甲2は接着剤組成物及び積層品に関する文献であるが、いずれもs-トリアジン系紫外線吸収剤を扱う点で関連性があり、甲2にもポリマーフィルム層への適用に関する記載があること、そして何よりも甲1段落【0027】が甲2を紫外線吸収剤の公知例として直接参照していることから、組合せの接点が認められる。本判決はこれらを総合的に評価し、審決が「適した紫外線吸収剤を当業者が直ちに認識し得るとはいえない」とした論理を排斥した点で、化学分野における動機付けの認定として比較的緩やかな判断を示したものといえる。

阻害要因について、本判決は審決の「融点110°C以上が好ましいとの記載」を阻害要因と解する論理を、甲1自身の段落[0027]の文言が「好ましく」「より好ましい」という付随的・例示的記載にとどまることを根拠として退けた。化学発明における阻害要因の認定は、副引例の積極的な否定的記載が必要であり、主引例の「好ましい」レベルの記載は通常、阻害要因とはならないとする判例の流れと整合的である。

6.2 「予測できない効果」論の判例展開と本判決の位置づけ

(1) 最高裁令和元年判決の射程

最三小判令和元年8月27日（平成30年（行ヒ）第69号）「アレルギー性眼疾患事件」（パタノール事件）³は、「予測できない顕著な効果」の判断手法として、(i)優先日当時、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測できなかったか、(ii)当該構成から当業

者が予測できた範囲の効果を超える顕著なものか、という二段階的観点を明示した⁹。この点について、独立要件説（顕著な効果を進歩性肯定の独立要件とする見解）と二次的考慮説（容易想到性判断の中で考慮する見解）の対立があり、最高裁は明確な立場を示さなかったとされるが、その後の知財高裁裁判例は概ねこの二段階的観点に従っている¹⁰。同判決の調査官解説（大寄麻代「最高裁重要判例解説」L&T87号106-113頁、2020年）¹¹は、独立要件説・二次的考慮説いずれの立場でも判断方法自体は異ならないとの見方を示している。

(2) 本判決における「効果」の判断手法

本判決の特徴は、効果の顕著性を「肯定的に」評価して進歩性を認める方向（パタノール事件のような事例）とは逆に、効果を「否定的に」評価して進歩性を否定する方向で同じ判断枠組みを用いた点にある。具体的には、最高裁判決の「構成が奏するもの」というフレーズを、（実施例の範囲に限定して理解するのではなく）「請求項に記載された構成全体が奏するもの」として理解し、実施例の偏在（CGL777MPA という特定化合物のみ、分子量 958 という下限から大きく離れた値のみ）を根拠に、請求項全体について効果の予測困難性を肯定することはできないとした。

これは、構成上の容易想到性判断と効果の顕著性判断との二段階審査において、二段階目の効果の顕著性判断が「実施例の効果」ではなく「請求項全体がカバーする範囲の効果」を基準とすべきことを明確化したものといえる。

(3) サポート要件論との接近

本判決の論理は、進歩性の枠組みでありながら、実質的に「偏光フィルム製造法事件」（知財高裁大合議平成 17 年 11 月 11 日、平成 17 年（行ケ）第 10042 号）¹²が示したサポート要件の判断手法と類似する判断アプローチを採っている。同大合議判決は「発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、

特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する」と判示し、実施例 2 点・比較例 2 点のみの開示では足りないとして、後出し実験 8 点も参酌されないとした。

本判決における「実施例（分子量 958）と請求項下限値（分子量 700）の乖離」の指摘は、実質的に偏光フィルム大合議判決の射程と重なる思考枠組みであり、化学・パラメータ発明においては、進歩性判断とサポート要件判断は表裏一体の関係にあることを再確認させる事例である。

6.3 審査基準・審判便覧との対比

特許・実用新案審査基準（2020 年 12 月版）「第 III 部第 2 章第 2 節 進歩性」3.2.1(1)「引用発明と比較した有利な効果の参酌」⁸は、「引用発明と比較した有利な効果」が「技術水準から予測される範囲を超えた顕著なものである」ことは「進歩性が肯定される方向に働く有力な事情」になると規定し、特に「物の構造に基づく効果の予測が困難な技術分野（選択発明等）」については重要な事情になるとする。

審査基準は、効果の主張・立証について、(i)効果が明細書に記載されている場合、(ii)効果が明細書に明記されていないが明細書又は図面の記載から当業者が推論できる場合、には参酌することを認めるが、(iii)明細書に記載されておらず明細書・図面の記載から推論できない効果は参酌しない、としている。

本判決の論理は、この審査基準とおおむね整合する。すなわち、被告（特許権者）は、実施例 1～5（CGL777MPA のみ）から得られる効果（濁度変化量ゼロ）を、本件発明 1 の請求項全体（分子量 700 以上の様々なヒドロキシフェニルトリアジン系 UVA）に拡張して主張しようとしたが、本判決はこれを「本件明細書の他の記載及び本件の全証拠によっても、本件発明 1 の樹脂組成物を成形して得られたフィルムの濁度変化量が常にゼロになると認定することはできない」として、明細書の記載から推論することができない範囲の効

果として参酌を拒んだ。

なお、特許庁産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準ワーキンググループ「進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検について」¹³は、最高裁令和元年判決を踏まえ、効果の比較対象の解釈について複数の見解を整理しているが、本判決は実質的に「対象発明が奏する効果を、当業者が対象発明の構成が奏するであろうと予測できる効果と比較する」という見解に近い立場を採っているといえる。

6.4 本判決の射程

(1) 数値範囲・パラメータ発明への影響

本判決は、数値範囲を有する化学発明（特に下限値・上限値が設定されたパラメータ発明）について、実施例が当該数値範囲のごく一部のみをカバーしている場合、「予測できない効果」の主張が困難となることを明確化した。出願実務において、特に数値範囲の境界付近（下限・上限近傍）の実施例の開示が重要であることが改めて確認された。

(2) 選択発明・用途発明への影響

本判決は、副引例に列挙された多数の化合物群の中から特定の化合物を選択する選択発明的な発明についても、実施例が選択肢の一部のみをカバーする場合、当該選択により生じる効果の顕著性の主張に制約が生じることを示唆する。特に、選択された化合物の構造的特徴と効果との関係が明細書に十分に開示されている必要がある。

(3) 光学フィルム・偏光子保護フィルム関連特許への影響

偏光子保護フィルムは、ディスプレイ業界における重要な部材であり、紫外線吸収剤の選択は性能を左右する重要な技術要素である。本判決は、当該分野における特許戦略に対して、(i)紫外線吸収剤の選択について広いクレームを取得した場合に、実施例の偏在が後の効果の主張を制限すること、(ii)同一特許の数値限定（本件では「分子量 700 以上」）が、関連侵害訴訟⁵では技術的範囲の解釈として、本件審決取消訴訟では進歩性・効果の評価として、それぞれ別個の局面で問題となり得ること、を示している。

7. 実務上の示唆

(1) 出願実務への示唆

第一に、実施例の充実と分布について、請求項の数値範囲（特に下限・上限近傍）を実施例でカバーすることを意識する必要がある。本件のように下限値 700 に対して実施例が分子量 958 の単一化合物のみであると、後に効果の顕著性を主張することが極めて困難となる。下限近傍（例：分子量 700～800 の範囲）の実施例を少なくとも 1 つ開示することが望ましい。なお、本判決は具体的な閾値を判示したものではないが、本件のように実施例が請求項の境界値から相当程度離れている場合には、境界値付近でも同様の効果が得られることを明細書又は技術常識から説明できるようにしておく必要がある（評釈者の実務的所感としては、実施例の数値が請求項の境界値から 30%以上離れている場合は特に注意を要するように思われる）。

第二に、効果に関する記述の充実が求められる。濁度変化量、ブリードアウト抑制等の効果について、メカニズム（樹脂と紫外線吸収剤の相溶性、分子量と拡散移動現象の関係等）を明細書に詳細に記載し、当業者が「構成と効果の関係」を推論できるようにすることが重要である。

第三に、パラメータの臨界性の検証として、請求項の数値限定（分子量 700 以上、Tg110°C以上）の臨界性を示すため、数値範囲の境界をまたぐ実施例・比較例を開示する戦略が有効である。

(2) 審判・訴訟実務への示唆

無効主張側（請求人）の戦略としては、実施例の偏在を積極的に指摘し、請求項全体のカバー範囲と実施例のカバー範囲の不一致を「予測できない効果」の否定材料として活用することが有効である。動機付けについては、副引例に列挙された化合物群が比較的少数（本件では 12 種類）であれば、主引例の示唆（本件甲 1 段落[0027]）と相まって動機付けが肯定される余地が大きい。本判決の射程内の発明（実施例分布が偏在する数値範囲特許）

に対しては、効果論を有力な無効論として位置づけるべきである。

特許権者側の防御策としては、優先日後の実験成績証明書を提出しても、明細書の記載から請求項全体にわたる効果を基礎付けられない場合には、効果の顕著性・予測困難性を補強する証拠として十分に評価されないリスクがあることを認識する必要がある¹⁴。可能であれば訂正審判等により請求項の数値範囲を実施例の範囲に近づける戦略的訂正を検討することが考えられる。本件であれば、例えば「分子量 900 以上」への減縮訂正により、実施例（分子量 958）との乖離を解消する戦略が一案となり得る。

(3) 経営判断の閾値

実施例が請求項の数値範囲の中央近傍に偏在し、境界近傍をカバーしていない場合は、効果による進歩性主張は困難となる。訂正による減縮や、別途の補強実験データの提出を検討すべきである。副引例の選択肢が10~20程度の少数で、主引例に具体的な示唆がある場合は、動機付けが肯定される蓋然性が高く、構成の容易想到性で防御することは困難となる。効果の顕著性で対抗する必要があるが、それも実施例の充実度に依存する。

8. 結語

本判決は、最三小判令和元年8月27日の判断枠組みを化学・光学フィルム分野のパラメータ発明に適用し、実施例の偏在を理由として「予測できない効果」を否定した事例として、実務上重要な意義を有する。動機付け論については、副引例の選択肢が少数（12種類）であり、主引例に具体的な示唆がある場合に、化学発明においても比較的緩やかに動機付けを認める方向の判断を示した。「予測できない効果」論については、実施例の効果ではなく請求項全体がカバーする範囲の効果を基準とすべきことを明確化し、サポート要件論と接近した判断手法を採用した。

出願実務においては、数値範囲特許の実施例の境界近傍までの拡充が、また争訟実務においては、実施例の偏在を効果の主張・立証段階で活用する戦略が、それぞれ重要となる。本判決は速報的段階にあるが、後続の専門誌評釈・調査官解説等による補完が望まれる。

【脚注及び参考文献】

1. 知財高裁第3部令和8年4月16日判決（令和7年（行ケ）第10023号 審決取消請求事件）。判決原文：裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-95902.pdf>。
2. 特許第4974971号「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成型品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」（特許権者：株式会社日本触媒、登録日：平成24年4月20日）。Google Patents <https://patents.google.com/patent/JP4974971B2/ja>。J-PlatPatでも参照可能。
3. 最三小判令和元年8月27日・裁判集民事262号51頁（平成30年（行ヒ）第69号、いわゆる「アレルギー性眼疾患事件」または「ドキシピン誘導体事件」「パタノール事件」）。本件判決自身も同最高裁判例を「最高裁平成30年（行ヒ）第69号令和元年8月27日第三小法廷判決」として明示的に参照している。
4. 弁理士遠藤真治「進歩性判断における『予想外の効果』を認めた審決が取り消された事例」特許ブログ（2026年5月24日付）。<https://benrishie.blogspot.com/2026/05/blog-post.html>。
5. 知財高裁令和7年3月4日判決（令和6年（ネ）第10026号、原審・大阪地裁）。「日本触媒 v. カネカ」事件として知られる。解説：「『日本触媒 v. カネカ』知財高裁令和6年（ネ）10026—数値限定発明の技術的範囲の解釈と均等論の適用について『権利の公示書』機能を重視—」 <https://www.tokkyoteki.com/2025/03/2025-03-04-r6-ne-10026.html>。下井功介弁理士「250302【中学生でもわかる知財判決】（令和7年3月4日）“700以上”に届かずアウト！日本触媒 vs カネカの特許訴訟。」note https://note.com/shimoi_ec/n/n4447c820e0d6。岩永法律事務所ブログ <https://iwanagalaw.livedoor.blog/archives/27110234.html>。
6. 特表2002-543265号公報「高溶解性、高吸光性、光安定ヒドロキシフェニル-s-トリアジン紫外線吸収剤を含む安定化された接着剤組成物およびそれらから得られる積層品」（出願人：Ciba Specialty Chemicals Holding Inc.）。Google Patents <https://patents.google.com/patent/JP2002543265A/ja>。
7. 知財高裁特別部判決（大合議）平成30年4月13日（平成28年（行ケ）第10182号、

10184号、10185号、10186号)「ピリミジン誘導体事件」。解説：ユニアス国際特許事務所「平成28年(行ケ)第10182、10184号『ピリミジン誘導体』事件」

<https://www.unius-pa.com/case/patent/injunction-patent/5684/>。INPIT資料「ピリミジン誘導体事件の解説」<https://www.inpit.go.jp/content/100865263.pdf>。

8. 特許庁「特許・実用新案審査基準 第三部 第2章 第2節 進歩性」(2020年12月版)。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/03_0200.html

。PDF版:

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf。

9. 中村合同特許法律事務所「『ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤』事件～進歩性判断時に、『予測できない顕著な効果』は、他の化合物と比較するのではなく、発明の構成自体から優先日当時に当業者が予測できたか否かの問題であると判断した最高裁判決～」https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【特許★★★】「ヒトにおけるアレルギー性眼疾-2/」。青山特許事務所「【日本】『アレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤』について、『予測できない顕著な効果』の検討が十分でないとして、知財高裁の判決を破棄差戻した最高裁判決」<https://www.aoyamapat.gr.jp/news/1964>。

10. 中村合同特許法律事務所「『ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤』事件－相違点(用途)が容易想到であるという前訴判決が確定しているが、『予測できない顕著な効果』ありとして進歩性○とした裁判例－」https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/【特許★★】「ヒトにおけるアレルギー性眼疾患患/」。イノベティア「進歩性判断における予測できない顕著な効果の位置付けに関するドキシセピン誘導体含有局所的眼科用処方物事件最高裁判決について」<https://innoventier.com/archives/2019/09/9159>。

11. 大寄麻代「最高裁重要判例解説(ヒト結膜肥満細胞安定化剤事件)」Law & Technology 87号106-113頁(2020年)。関連解説:「最高裁は効果の独立要件説を採ったのか?」特許法の八衢<https://patent-law.hatenablog.com/entry/2020/03/20/023917>。

12. 知財高裁特別部判決(大合議)平成17年11月11日(平成17年(行ケ)第10042号)「偏光フィルム製造法事件」。BIOPATENTBLOG「偏光フィルム 平成17年(行ケ)第10042号 特許取消決定取消請求事件」<https://biopatent.jp/184/>。日本大学法学部「特許

法におけるサポート要件の解釈について判示した事例」知財ジャーナル

https://www.publication.law.nihon-u.ac.jp/pdf/property/property_14/each/08.pdf。

13. 特許庁産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会審査基準ワーキンググループ「進歩性判断における有利な効果に関する審査基準の点検について」（資料1）。

<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo->

[kouzou/shousai/kijun_wg/document/15-shiryu/shiryu01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/document/15-shiryu/shiryu01.pdf)。

14. 日本知財学会誌「進歩性判断における顕著な効果」Vol. 15 No. 2 33-40 頁（2018年）。

https://www.ipaj.org/bulletin/pdfs/JIPAJ15-2PDF/15-2_p033-040.pdf。

以上